

第 3 2 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 6 年 3 月 8 日(金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 ラコルタ 柏 4 階 集会室 1・2・3 午後 2 時 0 0 分

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る 。

< 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
4 番	大 宮 茂 男	5 番	成 嶋 君 美
6 番	飯 野 文 夫	7 番	坂 卷 洋 行
8 番	石 井 マサ子	9 番	岡 田 英 夫
1 0 番	寺 島 和 彦	1 1 番	村 越 等
1 3 番	谷 田 貝 和 代	1 4 番	平 川 徹
1 5 番	染 谷 茂	1 6 番	山 崎 明 久

1 6 名 中 1 4 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友 野 博 之	1 8 番	小 川 克 己
1 9 番	栗 原 豊	2 0 番	染 谷 織 恵
2 1 番	大 塚 信 幸	2 2 番	豊 田 佐 智 子
2 3 番	木 村 寿	2 4 番	関 根 勝 敏
2 5 番	濱 嶋 静	2 6 番	富 澤 英 三
2 7 番	林 敏 夫	2 8 番	飯 田 利 明
2 9 番	石 井 一 美	3 0 番	砂 川 晴 彦
3 1 番	坂 卷 儀 治		

1 5 名 中 1 5 名 出 席

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る 。

3 番 遠 藤 秀 生 1 2 番 橋 本 英 介

5 出席 した 事務局 職員 は 次 の と お り で あ る 。

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 山 本 雅 代

副主幹 柿崎 祐一
主任 菅野 翔太

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）
- 議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者へのあっせんについて

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第32回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中14名、推進委員15名中15名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは指名をいたします。

山崎明久委員，金子幸司委員，よろしく願いいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，御了承願います。

今月の担当は，第４調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長よろしく願いいたします。

坂巻洋行委員長 農地第４調査会は，去る令和６年３月４日，５日，令和５年度，第１２回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第５条４件，許可を要しない土地の証明願１件，主たる従事者証明願２件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和５年１１月初旬に開催された第２８回総会の議案第１号の２件及び議案第２号の１件，議案第３号の３件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から6番につきましては、一体の事業ですので一括して、調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番から6番について、御報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、売買による物流倉庫建設への転用許可申請です。

申請地は、大青田の田及び畑●●筆、計●●㎡です。

市街化区域に隣接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請理由は、譲受人は●●で主に●●、●●、●●の●●、●●、●●、●●、●●等を営んでおり、業務拡大による物流倉庫を建設する必要があるため、国道16号線に面し、常磐道柏インターに近く、周囲が日照等に影響がない当該地について、申請に至ったものです。

事業面積は、農地及び雑種地等を含め、●●㎡です。

計画内容は、整地後、物流倉庫、鉄骨造り三階建て、建築面積●●㎡、延べ床面積●●㎡の建設及び附帯設備として、駐車場●●台分、駐輪場●●台分、雨水調整池●●か所、合併浄化槽●●機、防火水槽●●基を建設します。車両通行部分は、砕石●●cm、アスファルト●●cm舗装とします。なお、切土、盛土の調整で土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、周囲の境界部分はコンクリートブロック積み、及び●●mのフェンスを設置し、周囲への土砂流出等を防ぎます。

また、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水管に接続して放流します。また、用水は接している市道地下の本管から引き込みます。雨水は敷地内の集水ますから敷地内雨水管を通して、3か所の雨水調整池に貯め、オーバーフロー分を雨水本管に接続し放流します。

なお、工事中は仮囲いを行い、ガードマンを配置し、歩行者及び車両の安全を図ります。

また、近隣の住民へは主に訪問による個別説明を行っています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につ

いて審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から6番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越ですけど、建物がすごい大きいんですけども、どういう使い方するんでしょうか。大きくて、普通の物流倉庫みたいなものを造るのですか。

坂巻洋行委員長 物流倉庫として使います。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。これ、出入口が16号線からの1か所だけですか。

坂巻洋行委員長 そうです、はい。

酒巻委員 あと、切土、盛土ということなんですけど、これ一番高低差のあるところでどのくらいなんですか。

坂巻洋行委員長 50cmから1mぐらいですかね。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番から6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 7番について、御報告します。

調査会資料は、10ページからになります。

本件は、売買による、貸駐車場、貸資材置場への転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑●●筆、計●●㎡です。

当該地は市街化地域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請理由は、譲受人は●●で●●を営んでおり、必要資材や工具等は旭町の店舗及び当該地の近隣にある譲受人の自宅兼事務所に保管していましたが、業務拡大の折、置場が不足し、また顧客対応の駐車場もないことから、今回、条件の合う用地が見つかったため、売買による申請に至ったものです。

なお、転用手順の工事等は代表取締役を務める譲受人が行い、法人に貸し付けるものです。

計画内容は、敷地内は転圧し●●cmの砕石敷きとし、敷地周囲は既存設置のコンクリートブロック1から4段積みを活用し、土砂等の流出を防ぎます。なお、土砂等の搬出入はありません。

また、出入口は●●mを確保するため、ブロックの一部を撤去します。施工後は貸駐車場●●台分及び現状にある物置とコンテナを使用し、貸し資材置場とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、汚水雑排水は発生しません。周囲は既存コンクリートブロックにより、土砂等の流出を防ぎます。

また、安全対策として、工事中は通行人の安全のため、誘導員を配置し安全に配慮します。また、トラブル等については譲受人が責任を

持って対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。出入口の土砂等の流出防止策というのは書いてないのですけども、その辺どういうことになっています。

坂巻洋行委員長 出入口のところは砕石で転圧します。

山崎委員 道路との高低差とかありますか。

坂巻洋行委員長 高低差は15から20cmぐらいかな。

山崎委員 そうすると、そこから土砂等流出するんじゃないんですか。

坂巻洋行委員長 随時改善していくとのことですよ。

山崎委員 流出したら片づけるってことですか。

坂巻洋行委員長 そうですよ。

議長 よろしいですか。

山崎委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番を承認いたします。
次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 8番について、御報告します。

調査会資料は、16ページからになります。

本件は、使用貸借による、分家住宅への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑●●筆、●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在、●●に居住しておりますが、今後、高齢の両親を兄弟とともに世話するため、両親の実家近くの土地を使用貸借し分家住宅を建設することを申請したものです。

計画内容は、整地後、建築面積●●m²、延べ床面積●●m²の平屋住宅を建設し、併せて駐車場●●m²と合併浄化槽を整備します。被害防除対策として、周囲にはコンクリートブロック●●段の設置及び簡易浸透ます●●基の設置で雨水、土砂等の流出を防ぎます。なお、汚水は合併浄化槽で浄化後、雨水のオーバーフロー分と併せて道路側溝に放流します。

また、工事中等のトラブルに関しては、申請者が責任を持って対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。
以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。親の住居というのは、どの辺になりますか。

坂巻洋行委員長 5分かからないぐらいです。

議長 車じゃ5分かからない。2、3分です。

山崎委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、8番を承認いたします。
次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 9番について、御報告します。

調査会資料は、21ページからになります。

本件は、売買による、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、豊四季の畑●●筆、計●●㎡です。

当該地は市街化地域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請理由は、譲受人は●●で●●を営んでおり、必要資材や工具等は旭町の店舗及び当該地の近隣にある譲受人の自宅兼事務所に保管し

ていしましたが、業務拡大の折、置場が不足し、また顧客対応の駐車場もないことから、今回、条件の合う用地が見つかったため、売買による申請に至ったものです。

計画内容は、敷地内は●●cmの碎石敷きとし、転圧します。なお、土砂等の搬出入はありません。また、周囲は木ぐい及びトラロープで囲います。

整備後は、木ぐい●●mを●●本、植栽用プランター●●個、仮設材単管パイプ1m～3m計●●本、庭石、化粧石計●●個、レンガ●●個、囲い用植栽●●本、砂利10リットルを●●袋、塩ビパイプ4mを●●本、赤土●●m³、砂●●m³を置く予定です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、汚水雑排水は発生しません。周囲は境界から防草シート●●m幅を設置し、防草シートの手前には、将来的には事業に活用する観葉植物を植栽し、雨水及び土砂等の流出を防ぎます。なお、安全対策として、工事中は通行人の安全のため、ガードマンを配置し安全に配慮します。

また、出入口は●●mとし、鎖及び南京錠で施錠します。また、出入口には砂利等飛散防止のため鉄板を敷きます。なお、搬出入する車両は、道路が狭いため2t車で行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 農地以外の継続面積はわかりますか。山林の分が含まれて

いるみたいですけど。

坂巻洋行委員長 山林の部分。

事務局 事務局です。山林の部分は●●㎡となっております。

村越委員 はい、ありがとうございます。それで、以前何年か前に、この奥の住宅の件で現地見たことあるんですが、この道路かなり狭いですよね。2 t 車で誰か歩いていたら、ぎりぎりじゃないかと思うんですが。

坂巻洋行委員長 申請書には2 t 車って書いてあったんですけど、聞いたら、2 t 車は最大でとのこと。普通は、主に軽トラが動くそうです。

村越委員 この道路は、簡単に舗装した簡易舗装だと思って見てきたんですけども、大丈夫でしょうか。

坂巻洋行委員長 主に軽トラだということなんで大丈夫とのこと。トラブルに関してはちゃんと対応してもらうことになっています。

村越委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、9番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が平成27年に相続により取得しましたが、既に宅地となっていた農地を地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、柏市布施の畑●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として平成15年の航空写真を添付しています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、31ページからになります。

本件は、●●の在住者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は篠籠田の畑●●筆●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。これ、主たる従事者の方が亡くなって、その後

後継者みたいな人はいるのでしょうか。

坂巻洋行委員長 申出者の方は次男なんですけど、その長男の方が今残りの土地はやっている。今までもやっていたみたいで、これからもやっていくということです。

酒巻委員 はい、分かりました。

議長 あと、そのほかにございませんか。
はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。畑を代わりにしていく人はどこに住むのでしょうか。この●●さんというのは大阪でしょう。

議長 うん。

成嶋委員 管理していく人は、どこに住むのかなと。

議長 篠籠田区の同じ、亡くなった人と同じところです。

成嶋委員 同じところにいるわけ。

坂巻洋行委員長 同じです。

議長 そのほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声のございでしたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番について、御報告します。

調査会資料は、34ページからになります。

本件は、●●の在住者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、手賀の杜1丁目の畑●●筆合計●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者が故障し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1～その3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 御苦労さまでした。

議案第4号その1につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番及び第2番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その2、その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第24番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、戸張新田の田●●筆、大井の田●●筆、箕輪新田の田●●筆、泉の田●●筆、染井入新田の田●●筆、柳戸の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

続いて、その3へ移ります。

計画番号第25番及び第26番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年及び●●年です。

計画番号第27番は、●●に在住の農業者が弁天下の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第28番は、●●に在住の農業者が増尾の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第29番は、●●に在住の農業者が大井の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第30番及び31番は、●●に所在する一般農業法人が五條谷の畑●●筆、箕輪の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第32番は、●●に在住の農業者が箕輪の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第33番は、●●に在住の農業者が箕輪の畑●●筆、合計

面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第34番から第37番は、●●に在住の農業者が金山の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2，その3について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その2，その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局。

事務局 事務局で3月1日金曜日に現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、柏市●●在住の農家の方で、農業経営の実態は1人で従事し、耕作面積は約●●aです。

申請地が篠籠田の畑●●筆、●●m²となっており、なお申請人は当該申請地において、主に●●、●●を栽培しており、今後は●●を栽培する予定で、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

議長 調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

4月3日水曜日、4日木曜日が調査会で、3日は午前9時から、4日は午後1時からです。場所は、3日、4日ともに、本庁舎5階の第1委員会室です。

担当は、農地第1調査会です。

4月10日水曜日が総会で、午後2時から、場所は本庁舎5階の第5、6委員会室です。

これをもちまして、第32回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

(午後2時50分閉会)